

シナプスモバイル国際電話サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (用語の定義)

本利用規約における用語を以下のとおり定義します。

用語	定義
本サービス	日本国内と外国（インマルサットシステム移動地球局および特定衛星携帯電話を含みます）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービスをいいます。
シナプスモバイル	当社がシナプスモバイル利用規約により提供するサービスをいいます。
国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を提供する事業者をいいます。
インマルサットシステム移動地球局	海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。
特定衛星携帯電話	当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話をいいます。
契約者回線	シナプスモバイルにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。
国際電話契約	シナプスモバイルの契約者が、本利用規約に基づき締結した契約をいいます。
国際アウトローミング	国際電気通信事業者等が、シナプスモバイルの SIM カードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。なお、国際アウトローミングは、回線交換サービスにより利用するものであり、ワイヤレスデータ通信により利用することはできません。
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第2条 (適用)

当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、このシナプスモバイル国際電話サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます。）により国際電話サービス（当社が本利用規約以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。

第3条 (変更と周知)

当社は、別途定める当社所定の方法による、一定の予告期間をもって、契約者の承諾を得ることなく本利用規約を変更することがあります。この場合における本サービスの提供条件（料金を含む）は、変更後の利用規約によります。

2 前項の予告期間内に、第15条（契約者が行う国際電話契約の解約）に基づく利用契約の解約が行われなかった場合は、変更後の利用規約は、契約者により承諾を得られたものとしします。

3 本利用規約の変更や、利用方法の変更に関する情報は、当社のホームページもしくは電子メールによって、契約者に提示されるものとしします。ただし当社が必要と認めた場合は、別の提示手段を用いることがあります。

第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの提供)

国際電話サービスは、シナプスマバイルの契約者回線からの利用に限り提供します。

第5条 (国際電話契約)

国際電話サービスの利用契約は、シナプスマバイルに係る契約の契約者が本利用規約に同意のうえで、当社が別途定める手続きに従い国際電話サービスへの申込をなし、当社が当該希望者を国際電話サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、そのシナプスマバイルにて国際アウトローミングの提供を受けることになったときは、そのシナプスマバイルの契約者は、当社と国際電話契約を締結したこととなります。ただし、日本国内からの発信に係るサービスについては、別途当社への利用申込が必要となります。

3 当社は、シナプスマバイルの契約者識別番号1番号毎に1の国際電話サービスの利用契約を締結します。この場合、契約者は、1の国際電話契約につき1人に限ります。

第6条 (取扱地域等)

通話を取り扱う地域は、当社が別途定める別表のとおりとします。ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。

2 国際電話サービスに係る通話は、シナプスマバイルに係る移動無線装置が、当該規約に規定する営業区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行うことができない場合があります。

第7条 (通話の取扱い)

国際電話サービスに係る通話は、日本国内発信のダイヤル通話（通話の相手までの接続が交換取扱者を介さずに自動的に行われる通話をいいます）に限り行うことができます。

2 第5条（国際電話契約）第2項の規定により国際電話契約を締結しているときは、国際アウトローミングに係る通話に限り行うことができます。ただし、契約者から国際アウトローミングに係る通話以外の通話の利用に関する申出があったときは、この限りではありません。

3 国際電話サービスに係るシナプスマバイルが当該規約に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

第8条 (通話利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生等により、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、通話の利用を中止する措置をとることがあります。

第9条 (通話の切断)

当社は、通話中にシナプスマバイルに係る電波状況が著しく悪化したときは、その通話を切断することがあります。

第10条 (通話時間の測定等)

通話時間は、通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者の通話終了の信号を受けてその通話できない状態にした時刻（前条の規定により当社が通話を切断したときは、その時刻とします）までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます、以下、同じとします）により測定します。

（注）取扱地域によって、通話できる状態となる前の時刻から起算して通話時間の測定を行う場合があります。

第3章 提供の中断等

第11条 (提供の中断)

当社は、次の場合には、国際電話サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 第8条(通話利用の制限)の規定により、通話利用を中止するとき。
- (2) 携帯電話事業者の約款により通話利用を制限するとき。
- (3) 電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

2 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の免除・返金はしません。

第12条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その国際電話サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 国際電話サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してなお支払わないとき(当社が定める方法による支払いのないとき、および支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
- (2) 国際電話サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。
- (3) 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
- (4) 当社の業務または国際電話サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- (5) 国際電話サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
- (6) 国際電話サービスが違法な態様で使用されたとき。
- (7) 前各号のほか、本利用規約、シナプス利用規約またはシナプスモバイル利用規約の定めに違反する行為が行われたとき。

第13条 (利用限度額の設定)

当社は、契約者が当社に支払うべき国際電話サービスの通話料(通話料に合算して請求する料金を含み、国際アウトローミングに係る通話の料金を除きます。以下この条において同じとします)の1の料金月(1の暦日の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします)における累計額について、限度額(以下「利用限度額」といいます)を設定することがあります。

2 利用限度額は、2万円から50万円の範囲内で当社が定める額とします。

3 契約者は、第1項に規定する通話料の1の料金月における累計額が利用限度額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際電話サービスを利用することはできません。

4 契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、前項の利用限度額を超えた部分に係る料金その他の債務については、支払いを要します。

5 当社は、国際電話サービスの料金その他の債務の支払状況に応じて、第1項及び第2項の利用限度額の設定又は設定された利用限度額より低額の限度額への変更を行うことがあります。

第14条 (当社による国際電話契約の解除)

当社は、第12条(利用停止)第1項の規定により国際電話サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際電話契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第12条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の

業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際電話サービスの利用停止をしないでその国際電話契約を解除することがあります。

3 当社は前2項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際電話契約を解除することがあります。

(1) その国際電話サービスに係るシナプスマバイルについて、契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます）

(2) 第5条（国際電話契約）第2項の規定により国際電話契約を締結している場合において、国際アウトローミングの廃止があったとき。

第15条 （契約者が行う国際電話契約の解約）

契約者は、国際電話契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に対し、当社が定める方法により通知していただきます。ただし、そのシナプスマバイルにて当該規約の規定に基づき国際アウトローミングの提供を受けているときは、国際電話契約のみの解約はできません。

第4章 料金等

第16条 （料金）

当社が提供する国際電話サービスに関する料金は、当社が別途定める料金表に定めるところによるものとします。なお、国際電話サービスに係る料金については、消費税相当額を加算しません。

第17条 （通話料の支払義務）

契約者は、国際電話サービスに係る通話（契約者以外の者が行った通話を含みます。以下この条において同じとします）について、第10条（通話時間の測定等）の規定により測定した通話時間と当社が別途定める料金表の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

附則

2015年5月1日 新規発行